

令和 7 年度福岡市墓地・納骨堂
需給状況調査の結果について

令和 8 年 2 月

福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課

令和7年度福岡市
墓地・納骨堂需給状況調査の結果について

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	福岡市墓地・納骨堂に関する市民アンケート調査	
1	調査概要	5
2	市民アンケートの調査結果・分析	6
第3章	福岡市墓地・納骨堂に関する経営者アンケート調査	
1	調査概要	19
2	経営者アンケートの調査結果・分析	20
第4章	福岡市における墓地・納骨堂の需要予測	
1	需要の予測方法	33
2	需要予測結果	33
3	考察	33
第5章	福岡市における墓地・納骨堂の需給状況	
1	墓地の供給量及び今後の利用可能年数	37
2	納骨堂の供給量及び今後の利用可能年数	38
3	需給状況の総括	39
資料編		
1	福岡都市圏資料	43
●	福岡都市圏人口等（住民基本台帳）	43
●	国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口 （令和5（2023）年12月1日現在）』をもとに算出した福岡市の死亡者予測	44
●	福岡都市圏（地図）	45
2	令和7年度 市政に関する意識調査（市民アンケート調査票）	46
3	令和7年度 市政に関する意識調査 集計結果	50
4	令和7年度 福岡市墓地・納骨堂に関するアンケート調査（経営者アンケート調査票）	53
5	令和7年度 福岡市墓地・納骨堂に関するアンケート調査 集計結果	58

第1章 はじめに

墓地は、市民生活にとって必要不可欠な施設である。しかし、一度設置すると永年にわたる管理や宗教的感情と密接なつながりを持つことなどから、ただ単に量的充足が図られればよいというものではなく、適正な配置や周辺的生活環境との調和など公共の福祉との調整が求められる。

また、墓地の利用者は「終のすみか」として墓地の経営が永代にわたり平穩に行われることを望んでおり、こうした利用者の意向が尊重されることが重要である。

もし、墓地経営が破綻した場合、その性質上、墓地を撤去することは容易ではない。墓地経営者が不在のまま放置された墓地は荒廃を招き、利用者に多大な不利益を与えるだけでなく、生活環境を悪化させ公共の福祉が損なわれる恐れがある。このため、墓地経営者には、利用者を尊重した高い倫理性が求められる。

こうしたことから「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23年5月31日 法律第48号）及び同法に係る国通知は、墓地の経営について、公衆衛生の確保にとどまることなく公共の福祉を実現するために、持続性と非営利性の確保を強く求めている。しかし、その取り扱いはずしも画一的に処理し難い問題であり、地域の実情に応じた対応が必要なことから、経営許可の判断については許可権者である都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長）※の法目的に照らした広範な裁量に委ねられており、墓地の経営主体についても、原則として市町村等の地方公共団体とし、これにより難い事情がある場合には、必要とする範囲において宗教法人又は公益法人による墓地の経営を認めるとしている。

福岡市においても、法令等の趣旨を踏まえ、適切な墓地等の経営及び供給を図るにあたり、広域的な需給バランスの把握が必要であることから、令和2年に「福岡市墓地・納骨堂に関するアンケート調査」を行っている。

この度、前回の調査から5年を経過したため、将来の需要予測と最新の需給状況等の把握のために、市民及び経営者に対しアンケート調査を行い、その結果をとりまとめた。

※平成23年度に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。第2次一括法）により、市又は特別区にあっては、市長又は区長が許可権限を有することとなった。なお、福岡県の場合、地方自治法第252条の17の2第1項に基づき、市町村が処理することとされている。

